

第4回（仮称）王寺町まちづくり基本条例審議会

日時：令和元年11月8日午後7時～

場所：やわらぎ会館3階小会議室2

1. 開催要件の確認について

委員15名中13名が出席しており、審議会が成立することが事務局から報告された。

【会長】

今日も夜遅い時間にお集まりいただきありがとうございます。

あつという間に第4回になってしまいました。だんだんと寒くなってきました。これから私たちの熱い議論が本格的に始まるということでよろしくお祈りします。

本日は先進事例の話を知りたいということで予定をしていたのですが、調整がつかいなかったので、私たちがどういう議論をしていけばよいか考えていく上での枠組みや、大きな方向づけの中での主要な項目、柱立ての議論をしていくこととなります。

この審議会での議論は、毎回記録をしながら、今後の条例の中身や私たちが最終的に提案するものにつなげていくという役割があります。行ったり来たりを繰り返して進めていくこととなりますが、今日もしっかりと議論を重ねていただければと思っています。こういうやり方が腑に落ちない方もまだいらっしゃるかもしれませんが、たくさんの方が集まって議論を重ね、理解を深め合う中で、お互いに何を考えているのか、どんな方向に行きたいのか、その中で自分がどうしたいのかがはっきりしてきます。そういうのがたくさんの方が集まって議論する良さだと思っています。

そうしたしっかり議論ができる場としてこの場を考えてもらえればと思っています。

議題にあるように、まちづくり基本条例の骨子（章立て）について議論いただきますが、案件に入る前に、前回審議会でご質問の疑問点として、こうした議論がまちづくり基本条例にどう活かされていくのか、今後どのようなスケジュールで具体的に取り込まれて進むのか見えないということがありました。また、王寺町ではすでに総合計画が策定されていて、これにもとづいてまちづくりが進んでいるのですが、まちづくり基本条例をその後で作るのはどのような意味があるのか、どんな関係があるのかというご質問もありました。この2点について十分に理解いただけていないかもしれないということで、最初にお話ししたいと思います。

まず、総合計画との関係についてです。条例で考えていることと、総合計画に書かれていることは性質が全く違うということは一目瞭然だと思います。これから考えようとしている条例は、総合計画で具体化をされている、いろいろな中身を大きく方向づけたり、その考え方を確認していく思想や哲学をしっかりと示していくものです。総合計画の中で具体的な事業やその進め方がいろいろと書かれていますが、それらが拠って立つべき原理原則を定めることが条例の役割となります。

そういった基本の部分を定める条例が後でできるのは変ではないか、という議論はあるかと思いますが、本来であれば、こうした条例があり、それにもとづいているような計画が進んでいくのですが、まちづくり基本条例を作ろうというのが、後で出てきたアイデアだったので、総合計画が先にでき

てしまったということです。

では、この総合計画とまちづくり基本条例はどのような関係になるのかですが、この条例ができあがり、議会で議決をされれば、この条例のルールが実際に有効なルールとなります。したがって、この条例に反するような総合計画の中身は無効となります。ただし、実際にこの条例でこれから考えようとしていることと、総合計画でまちづくりの方向として掲げていることが矛盾することはまずないので、総合計画を作り直すということはないだろうと思っています。

この条例の精神は、総合計画の中に読み取れたり、活かされたりしていることに後で気がつくと思います。この条例ができ上がったあと、改めて総合計画の実行にあたるところで、本当にこの条例に則して進んでいるかのチェックは必要ですが、それほど大きな矛盾はないのではないかと見ています。

これから作る条例とすでにある計画との関係では、後にできるこの条例の方が優先されます。ただし、内容的には全く性質が違っていて、条例の方は理念や原則を謳い、総合計画はそれをより具体的に実現することを書き込んでいるということでご理解ください。

もう一つの、ここでの議論が条例の中身にどのように活かされていくのかについて具体的なスケジュールを含めて説明したいと思います。

すでにこの3回の審議会の間いろんなご意見を出していただきました。その中で、今後、条例を作るにあたって盛り込むべき内容もたくさん出してもらったと思っています。もちろん全てを盛り込むということではなく、審議会で議論の上、取捨選択していくこととなります。そうした作業も含めて今後どのような進め方をするのか、ロードマップの資料を作ってもらったので、事務局から説明をしてもらい、お話しした2点について皆さんから質問や意見をいただく時間を取りたいと思います。

【事務局】

資料1「王寺町まちづくり基本条例策定へのロードマップ資料」をご覧ください。今から1年後ぐらいにこの条例が施行される予定での検討スケジュールです。来年度の審議会の回数や日程は未定ですが、おおまかにどのような進め方をするのかというところを説明します。

今日の審議会では、条例の構成案たたき台をお示しします。そのたたき台に対して皆さんから出てきた意見を事務局で整理し、次回の審議会で皆さんに確認してもらいます。こういった事務局での整理、審議会での議論と確認を繰り返しながら進んでいきます。

今年度の審議会は来年の2月まで予定されていますが、そこまででひととおり条例の骨子となる要素を皆さんと議論しながら洗い出していくことを予定しています。1月・2月の審議会で検討する項目を書いています。全体の進行の中で前後することはあると思います。

審議会の他に、12月7日に開催する町民ワークショップがあり、来年は骨子案、条例素案を持って各地域にタウンミーティングという形で説明に回る予定になっています。そこで出てくる住民の皆さんの意見なども審議会で受け止めながら、最終的にはパブリック・コメントでより広く町民の皆さんから意見をもらう機会も設けます。そこから提案された意見も最終的にこの条例に反映させていけるかどうか皆さんと一緒に議論するということとなります。

審議会での議論と、他の町民の皆さんからの意見も審議会で受け止めつつ、議論と整理、そして

確認、決定を繰り返しながら進んでいきます。

【会長】

多少形式的なところもありますが、審議会での議論を事務局でまとめてもらいながら、また町民の皆さんの意見を聞きながら、それを私たちが議論して中身を煮詰めていく作業をしていくこととなります。

ロードマップ、そして総合計画の話をしました。この2点についてご質問やご意見、ご要望などがあれば伺いたいですがいかがでしょうか。

【委員】

第1回審議会の資料では、今年度までの予定をもらっていたので、今年度で終了すると思っていたのですが、来年の7月の第11回までを見込んでいるということでしょうか。

【会長】

第1回審議会で示したものは、今年度の審議会の予定でした。今年度は7回開催して、来年度はいよいよ条例の中身を皆さんで詰めていくこととなります。

年度内7回では、とても皆さんの意見を踏まえた案を作り上げるというのは大変だと思っていますので、よろしくお願いいたします。

また疑問な点等あれば私や事務局に聞いていただければと思います。

2. 「まちづくり基本条例」骨子（章立て）について

会長から、資料2をもとに、他自治体のまちづくり基本条例などから標準装備として考えられる条例の構成案についての説明があった後、その条例構成案をたたき台として王寺町まちづくり基本条例の構成案について検討するグループワークを行った。

【会長】

前回までに、まちづくり基本条例あるいは自治基本条例ではどのような項目があるのか説明しました。その中の主要なものを入れていきます。今回は、一つひとつの条文をどうするのかまでは話し合わず、まずは項目立てについて議論いただきたいと思います。

ここでは12の大項目を挙げていますが、前文が必ずあります。一般的な条例で前文があるものは異例ですが、まちづくり基本条例では理念的な宣言が中心となるということもあり、まちの誇りをしっかりと謳っていく前文が付くことが多いです。この条例の枠組みを考えていく上でも、前文をどう扱うか皆さんの中でも議論いただければと思っています。

2番目以降は、一般的に条例として必要な項目となっていて、これは法律と同じなのですが、法令のルールとして持っていなければならない基本的な枠組みに属するものが並んでいます。2番目に何の目的で作られるのか、3番目にその条例で使っている用語の定義、そして4番目はまちづくりの理念で、将来に残したいまちの姿やみなさんの希望を理念の形で条例の中に掲げたいということが出てきます。

こうした将来のまちの理想の姿を描くと、その姿をどう実現していくのかが問題になってきます。それが5番目の基本原則というところになります。基本原則によって、4番目の理想を実現していくための基本的な考え方があります。一般的には「参画」や「協働」はこうした理想を実現していくための主要な手立てとして原則に入れられることが多いです。その他、情報の共有も挙げられていることがあります。

その上で、まちづくりあるいは自治の担い手が王寺町にもいらっしゃいますが、それぞれの担い手がどういう役割を果たすのか、どういう責務を負い、どういう権利を行使していくのかを明らかにしていこうというのが6番目から8番目です。

まちづくりの主役は当然、主権者である町民の皆さんです。定義の仕方によっては幅広く関係者を含めて住民がどういう役割を担うのか、あるいは責務を負うのか、一方でどういう権利を行使してまちづくりに関わっていくのかについて考えていきます。

議会と行政も同様に、自治やまちづくりの主要な担い手です。7番目、8番目では、基本的なところに留まりますが、議会や行政の責任や義務、権限について、基本的な行動の仕方、考え方を整理します。

こうした自治の基本を実現していくときに、先ほど原則を掲げましたが、9番目以降で、参画・協働などについて、どう具体化するのかということ、実行できる形で書き込むことが多いです。自治体によっては、参画や協働について原理原則だけ書いておいて、別の条例を作るケースもありますし、その点についても議論いただければと思います。

10番目では、王寺町内だけでまちづくりを進めるのではなくて、他の自治体とも協力していかななくてはならないということもあります。国や県、または研究機関、大学との連携も考えていきたいということで連携と協力について掲げています。「要る」、「要らない」を含めどのような中身にするか、ご意見をいただきたいと思います。

それから、順番を含めて議論していただきたいのですが、11番目にこの条例の位置づけをどうしたらよいのか、検討いただきたいと思っています。この条例を王寺町の町政の中でどのように位置づけていくのかというものです。最高規範として置くことを謳っている条例もあります。たたき台では、条例の位置づけを11番目として柱立てしました。

12番目では、この条例は初めてのことでですので、最初に決めたもので十分か、丁寧に町政の進み方を見ながら、条例の中身を変えていく必要があるかもしれません。原理原則が多いので、大きく変える必要が出てくることはあまりないかもしれませんが、効果のあるものにしていくための仕組みや手立て、見直しの方法について考えてはどうかということで、12番目に「条例の検証と見直し」という項目を入れています。こちらもどんな中身にしていくのかは今後の議論として煮詰めていかなければなりませんが、まずはこういうものを大きな枠組みとして置いておく必要があるかどうか、検討する価値があるか、考えていただければと思います。

なお、13番目、14番目と空白がありますが、今見てきた項目以外にも、こういうのも必要だという意見があってもいいということで、あえて空けています。

基本的な枠組みでこの条例を考えていきたいと思っています。資料にもあるように、他の自治体の事例を出しています。こちらも、考える手がかりにしてもらえればと思います。

まちづくり基本条例の骨組みについて説明しました。こういう骨組みがあるということをつたき台にして、皆さんの考え方や意見を整理し直して、その中から足りないところ、余分なところ、必要なものを出していただきながら検討していきたいと思います。

【委員】

条例の位置づけのところで、最高規範であるというのが一般的ということでした。もちろん、どのような表現にしていくのかはこの審議会で議論していくと思うのですが、もし最高規範であるということになった場合、議会基本条例で町民の定義がされていますが、例えばまちづくり基本条例の中で町民の定義が変わった場合は、議会基本条例の中で変えてもらう必要が出てくるのでしょうか。

【会長】

まちづくり基本条例が新しくできますので、新しい条例で新しい定義が決まればそれが通用し、古い方が通用しないということになります。

【委員】

そうすると、今条例がどれぐらいあるか分かりませんが、ほとんど矛盾はないだろうという説明でしたが、もしそういったところが見つかれば変更するというのでしょうか。

【会長】

最高規範となった場合は、今後矛盾したところが出れば、計画、条例、規則を変えていただくということになります。

ほとんどの場合、この条例に従って運用してもらえればよいので、変える必要が出るころまではいかないかもしれません。

そして最高規範となると、まちづくり基本条例ができた後の新たな条例についても、この最高規範の規定の中で、まちづくり基本条例に沿って町政の政策決定をしてくださいという作り方になると思います。

【委員】

議会基本条例の中に見直し手続きの項目があるので、変更することは可能なはずですが。

これ以降、資料2、3を参考として、まちづくり基本条例骨子（章立て）について、グループごとに検討を行った。

- ・ 審議会を通じた話し合いのルールとして、以下の3点を再確認した。
①相手の話をよく聞く ②自分の想いや考えをよく話す ③一人で話しすぎない
- ・ 2グループに分け、グループごとにファシリテーターを配置した。全体で進行管理を行いながら、グループごとの話し合いが進められた。
- ・ 「前文」と「目的」は検討せず、他の項目について、以下について個人で検討した上で、グル

ープごとに話し合った後、全体で共有した。

①条例の項目、要素として必要かどうか

②他に必要な項目、要素は何か

③たたき台の要素と②で出された要素は、大項目（章）として置くか、中項目（条）として置くか

【各グループの「まちづくり基本条例骨子（章立て）」発表】

〈1班〉

たたき台として挙がっている大項目の中に、必要がない項目があるという意見は出ませんでした。

「用語の定義」のところできつか出ましたが、条文や法律用語としては一般的でも、そうした言葉になじみがないとわからない言葉、例えば「参画」と「参加」のようなものは「用語の定義」できちんと書いておいたほうが良いという意見がありました。また、「用語の定義」は、項目としてたてるのではなく、条例の最後に用語集として載せるというやり方もあるのではという提案もありました。

また、「基本原則」の項目に「情報共有」、「町議会」と「行政」の項目で「住民監査制度」について明記しておくべきではという意見がありました。また、「町民参画・協働」の項目に「自治会」という組織について書くべきかどうかという議論がありました。自治会を明記してしまうと、消防団などの他の組織の記載も求められるのではないかと、という意見もありました。「連携と協力」のところでは、町内の各種団体との連携や商工会とまちとの関わりについてもはっきりさせておくほうがよいという意見がありました。

その他には、条文のどこかに、それは前文かもしれませんが、町のシンボリックなもの、町民の心のよりどころについて明記してはどうかという意見がありました。個人的には雪丸が大好きなのですが、雪丸が登場して10年ですし、この条例が今後10年、20年、ひょっとしたら50年続くものとしたら、その時にゆるキャラというものがあるのかどうか不安もあり、そういった意味では聖徳太子や十七条憲法の「十七」という数字にこだわりたいという意見が出ました。

〈2班〉

行政という項目はいらぬのでは、細かすぎるのではという意見もありました。しかし、条例を作ったけれども、横に置かれる（使われない）ものになってはいけないのではないかと、町長からあったように、町民が参画・協働できる仕組みを推進できる条例にしなければならないという意見がありました。そのために、全ての項目を強調するというよりは、「町民参画・協働」、「連携・協力」のあたりに具体的な次の展開に結び付けるような仕組みを入れていく方がいいのではないかと、という意見が多くありました。例えば、「地域コーディネーターの活用」、「イニシアティブ会議」という細かな意見もありましたが、次の展開につながる形での条例作りがいいのではないかと意見です。

一方で、あまり定義しすぎて、具体的にまとめてしまうと、参加したい人もしたくない人も巻き込んでしまうのではないかと意見もありました。

焦点を当てているのが「住民の参画・協働」ですので、それ以外のところも同じようなウエイト

を置いて書き込むというよりは、住民が参画して協働できるように、分かりやすい言葉、構造にした方が良いのではないかという意見もありました。

具体的に細かいところも紹介しておく、「用語の定義」のところ、「まちづくり」の定義であるとか、「住民」を定義することがよくないのではないか、「住民」という言葉ではなく、「まちづくりの担い手」といった言葉に変えてはどうかという意見もありました。それから、「基本原則」の章の中に「人権尊重」、「多様性尊重」も入れてはどうかというものもありました。大項目として「住民」として、まとめしまうのはどうなのか、項目として必要ないのではないかという意見がありました。「町議会」のところでは、あまり強調したくないということでもとまったのですが、書くとしたら住民と行政と議会の三者が協働してまちづくりを進めるような仕組みを書いてはどうかという意見がありました。「町民参画・協働」のところでは、いろいろとありましたが、参画した人のコストの支援をどうするのかといったところの具体的な意見がありました。「他の自治体との連携・協力」のところでは、他自治体だけでなく、県や国、近隣地域、海外との連携も具体的に書いてはどうかといったものが挙がりました。それから「条例の位置づけ」について、大きく位置づけるのであれば、「目的」の次に書いてはどうかという順序についての意見がありました。そして、義務教育学校といったものもできるので、「学校」という章があっても良いのではないかという意見もありました。

また、町民であってもまちの仕組みが分からないということがありますので、まちの仕組みを学ぶ機会や相談できる仕組みがあってもいいのではないかという意見がありました。

【委員】

委員の一人から、「奈良市市民参画および協働によるまちづくり条例」の解説版を見せていただいたのですが、これがとても分かりやすかったので、ぜひ王寺町でまちづくり基本条例を作る際にもこういった解説版を作ってほしいと思いました。

【事務局】

多くの自治体が、まちづくり基本条例について、条例の施行と一緒に解説版を出しています。

ロードマップの中にも、来年の4月のところで事務局から提案するものは条例の条文の素案と解説版の素案と示しています。皆さんには、条例の条文に加えて、どういう議論を経てそういう条文になったのかという解説版も皆さんと一緒に作っていくことになります。

【会長】

まちづくり基本条例の骨子の項目としてどんなものが必要なのか話していただきました。いろんな考え方があろうかと思いますが、ご自由に発言いただければと思います。

【委員】

「行政」のところ、行政について不要なのでは、あるいは書かれすぎでは、という意見があったようですが、私の感覚としては、行政はまちづくりの中心的な存在になると思いますので、行政が担う部分は大きいと思います。ですので、私は行政について書きすぎだとは思いません。行政の中項目が一番多くなるのは、私は当然だと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員】

最初の出発点はそういうことでした。三権分立ではありませんが、行政と議会と町民、三者を平等に扱うべきだという発想だったのですが、話し進めていく中で、主役は誰かといったら町民だろう、町民を主体として考えれば、その関係として行政や議会があるのはもちろんだが、町民と並列に書く必要はないのではないかということで、大項目として行政という項目はいらぬのではということになりました。決して要らないだとか無視しているということではありません。同列で扱う必要はないのではないかということです。

【委員】

もっと言うと、住民についてはもっと細かく定義して、「こういうことをやっている人は、〇〇住民」と書いてはというのが私の意見です。例えば、「グッドジョブ住民」のように、地域に貢献している住民について言及して、そのような活動を支援する制度を作りましょうということを書いてはどうかと思います。住民の活動や参画のところが薄くなってしまうとダメだろうと思います。それを補うために行政が一定のことを担わなくてはならないとするとぼやけてしまうので、住民から取り組んでいかなければならないと思います。

【委員】

それらの意味はよくわかります。しかし、現場では「これ以上に、住民の仕事が増えるのではないか」という懸念の声が一部から出ています。そのことも考えて、「住民が参画してください、もっと意見を述べてください、行政に任せるだけではなくて自分たちに何ができるだろうかということを考えていきましょう」と、ここ数年私も言ってきたのですが、仕組みづくりがないので前に進みませんでした。

そこで今回、こういった形でできるということはよいことだと私は理解しているのですが、これ以上仕事を増やしてくれるなという声が出ているので、まちづくり基本条例策定の上で、表現を考えなくてはいけないかと心配しています。

【委員】

地域活動だけではなくて、事業として成り立つ場合もありますよね。住民として一緒にしてしまうのではなくて、いろいろと定義する必要があるのだと思います。

【委員】

関わり方の問題だと思います。あくまで町民が主人公ですが、町民だけではできないので、仕掛けが重要となり、それは行政の仕事だと思います。

【委員】

町内会の悩みはこちらの班でも出ました。悩みがあっても相談ができず、仕事を押し付けられているようなことが起こっているようです。色んな人が関与して、そこで相談できるような仕組みが必要なのではないかと思います。

【会長】

これからのまちづくりの担い手として、どういう人たち、団体、あるいは事業者それぞれがどのような役割を担い、それぞれが活動しやすい環境をどのようにつくっていくか、その為に行政がどう応援していくかといった中身については、今後、議論していただくとして、そういった様々な担い手がきちんと位置づけられ、まちづくりの主役は誰だということは、最低限度書かなくてはいけないという合意ができました。

そういう意味では大きなズレはないのかなと思います。

大きな項目については、これは消しなさいという話はなかったと思いますが、項目間のウエイトの付け方や、中項目として何をどこまで今後議論していくのかについて色んな意見もいただいたので、一度事務局で整理をして、次回以降これで議論してはどうでしょうかという案を皆さんに示して議論を進めていくということにしたいと思います。

できれば12月から2月あたりで、今日議論いただいた大項目、中項目の中身にどんなことを盛り込んでいったらいいのかという議論を皆さんと一緒に詰めていければと思っていますのでよろしくお願いします。

【委員】

項目の順序も大事だという意見もありましたが、そのあたりの議論もあるのでしょうか。

【会長】

それぞれのパーツの議論をする中で、ウエイト付けやその際の順序についても改めて皆さんで議論できればと思っています。

3. 町民ワークショップの開催について

事務局から、前回審議会以案内があった町民ワークショップについて、各委員へ広報協力の依頼があった。また、自由参加として審議会委員への参加を求めた。

【委員】

先着20名となっていますが、審議会委員もこの枠に入るのでしょうか。

【事務局】

この定員の枠には入りません。

4 その他

特になし

以上